

平成 27 年第 4 回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成 27 年 12 月 8 日(火曜日)午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 認定第 1 号 平成 26 年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて(平成 27 年度長南町一般会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて(平成 27 年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号))
- 日程第 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて(平成 27 年度長南町介護保険特別会計補正予算(第 2 号))
- 日程第 10 承認第 4 号 専決処分の承認を求めるについて(平成 27 年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 11 議案第 1 号 長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 2 号 長南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 3 号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 4 号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例及び長南町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 5 号 平成 27 年度長南町一般会計補正予算(第 5 号)について
- 日程第 16 議案第 6 号 平成 27 年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 17 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 岩瀬康陽君 2番 御園生明君

3番	松	野	唱	平	君	4番	河	野	康	二	郎	君
5番	森	川	剛	典	君	6番	大	倉	正	幸	君	
7番	板	倉	正	勝	君	8番	左		一	郎	君	
9番	加	藤	喜	男	君	10番	仁	茂	田	健	一	君
11番	丸	島	な	か	君	12番	和	田	和	夫		君
14番	松	崎	剛	忠	君							

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平	野	貞	夫	君	副町長	麻	生	由	雄	君
教育長	小	高	憲	二	君	会計管理者	常	泉	秀	雄	君
総務課長	田	邊	功	一	君	企画政策課長	田	中	英	司	君
財政課長	土	橋	博	美	君	税務住民課長	唐	鎌	幸	雄	君
保健福祉課長	荒	井	清	志	君	産業振興課長 補佐	高	徳	一	博	君
農地保全課長	松	坂	和	俊	君	建設環境課長	岩	崎	利	之	君
ガス課長	大	杉		孝	君	学校教育課長	永	野	真	仁	君
学校教育課主幹	浅	生	博	之	君	給食所長	中	村	義	貞	君
生涯学習課長	石	野		弘	君						

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚	孝	一	書	記	鈴	木	直	幸
書記	片岡		勤						

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成27年第4回長南町議会定例会第1日目を開会します。

（午前 9時02分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

10番 仁茂田 健一君

11番 丸島なか君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、大倉正幸君。

〔議会運営委員長 大倉正幸君登壇〕

○議会運営委員長（大倉正幸君） おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月27日に委員会を開催し、平成27年第4回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、先ほど町長のお話にもありましたとおり、承認4件、条例の制定1件、一部改正3件、補正予算2件の計10議案が議題とされ、一般質問を9人の議員が行うことになっています。

また、本日付で決算特別委員長から平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算に係る決算特別委員会審査報告書が提出され、決算認定も議題とされます。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日8日から11日の4日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問については、議案の内容説明後、質問順位1番から5番までを8日を行い、質問順位6番から9番を11日に行うことといたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成27年第4回長南町議会定例会日程概要のとお

りであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日8日から11日までの4日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日8日から11日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告を行います。

本日、町長から議案10件、決算特別委員長、左一郎君から決算特別委員会審査報告書の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき説明員の出席を求める者、並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承いただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（板倉正勝君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 西部工業団地の状況、及び今後の進め方について、ご報告させていただきます。

西部工業団地については、平成15年に千葉県企業庁の事業中止を受け、企業庁の管理地になっておりますが、平成28年3月をもって企業庁は解散となり、後継組織としては県企業土地管理局へ移行となります。

企業庁では、平成22年3月に県が策定した千葉県行政改革計画に基づき、平成25年度から3年間を清算期間と位置づけており、事業を中止した工業団地等の保有土地の処分につきましては、公共的な活用に資することが前提となります。したがって、まず地元市町村等による地域づくりのための有効活用が優先されるべきものとして、方向性がなされました。

町といたしましては、企業庁より西部工業団地の無償譲渡を受けるため、平成25年6月に地元関係者を中心として発足いたしました長南西部工業団地計画跡地活用促進協議会で、有効活用について企業庁との調整を図りながら協議を重ねてきました。この度、都市住民の農業体験を中心に、交流人口の増加と里山の保全を主眼

とした長南町農村交流施設整備計画が11月にまとまりました。

今後の進め方につきましては、本計画をもとに企業庁との最終調整を図りながら、平成28年3月を目途に当町への無償譲渡ということで進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで行政報告は終わりました。

◎認定第1号の報告、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第6、認定第1号 平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

決算特別委員長、左 一郎君。

[決算特別委員長 左 一郎君登壇]

○決算特別委員長（左 一郎君） ご指名をいただきましたので、決算特別委員会の報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、9月定例議会において設置されると同時に、平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての付託を受け、9月17日に第1回目の決算特別委員会を開催し、委員長に私、左 一郎、副委員長には御園生 明委員が選出されました。

また、付議案件の審議は、詳細かつ慎重な審査が必要なため、継続審査を要すると委員会で決定し、議長に對し継続審査の申し出を行い、議会の承認を得、継続審査とされたところであります。

第2回目の決算特別委員会を去る10月9日開催し、執行部から、町長以下、各所管課長の出席を求め、予算の執行が適正に、しかも住民福祉向上に寄与されたかどうか等、着眼する中で厳正な審査を行いました。

その結果、計数について、監査委員の監査意見書のとおり、過誤なきものと認められたところであります。

一方、適正で経済的かつ、効果的な予算執行の原点から、今後の予算執行に際しては、一層の検討を加え、改善すべきものと要望した事項がいくつかあります。それらの諸点については、執行部の適正な措置を期待するものであります。

なお、主な要望事項について、以下申し上げます。

1、水質調査について。

近年、合併浄化槽や農業集落排水の普及により、水質は大幅に改善され、蛍など水辺の生物もふえてきています。町では毎年、水質調査を行い、環境審議会において、その結果が報告されているところですが、審議会を単なる報告の場とするだけではなく、水質の維持改善の取り組みを審議する場とし、水質調査をより有効なものとすることを望みます。

2、観光事業について。

圏央道茂原長南インターチェンジの開通以降、来町者が年々増加しています。町ではこれを契機とし、観光事業等を進めているところですが、観光事業において、今後さらに商工会や各種関係機関等と連携し、インター

一チェンジ周辺の事業を推進し、観光事業が町活性化の基盤となるよう望みます。

3、給食費負担金について。

給食費負担金の未納者が年々増加しています。小・中一貫校開校に合わせ給食所を業者委託することが検討されておりましたが、昨今、全国的にも給食費の未納が問題視されており、より負担の公平性が求められると思います。今後の業者委託の検討とあわせ、未納額の徴収を計画的に取り組まれたい。

以上のとおり、本委員会は、要望事項を付し、平成26年度一般会計歳入歳出決算書を、決算書のとおり認定すべきものといたしました。

以上をもって、決算特別委員会の報告を終わります。

平成27年12月8日、決算特別委員長、左 一郎。

○議長（板倉正勝君） これで委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

委員長に対する質疑は、審査の経過及び結果についての質疑に限られていますので、ご了承をお願いします。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 反対したいと思います。消費税が5%から8%に値上げされ、かつ農業集落排水事業、笠森霊園の管理料、施設料と町施設の使用料金があわせて値上げをされ、町民は大きな支出を強いられ、生活が大変になってきております。町の基幹産業である農業は、米価の暴落で1億3,000万円の減収になりました。ここに救済の手を伸べることは、これから農業収入に対して必要であったと思われます。よって、平成26年度決算には反対をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、松野唱平君。

○3番（松野唱平君） この決算特別委員会は、私も委員会のうちの一人でございますけれども、委員会につきましては慎重に審議され、先ほど委員長のほうからも要望等も出されましたけれども、内容的には町の条例、規則にのつとりまして執行されておりますので、賛成といたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告を認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

認定第1号 平成26年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

◎承認第1号～承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町一般会計補正予算（第4号））から、日程第10、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号））までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 承認第1号から承認第4号までの議案につきまして、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本4案の専決処分の承認を求めるについては、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び笠森靈園事業特別会計の各予算において、12月の期末勤勉手当を支給するに当たり、4月の人事異動に伴う人件費の不足分を追加補正する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、急施を要するものとし、11月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

[財政課長 土橋博美君登壇]

○財政課長（土橋博美君） おはようございます。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町一般会計補正予算（第4号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成27年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、先ほど町長からの提案理由の説明にもございましたが、12月の期末勤勉

手当を支給するに当たり、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行っていないことから、不足する科目的増額補正を早急に行う必要があり、専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、今後見込まれる人事院勧告及び精算に係るものを最終の補正予算に編成するものとし、今回一時的に総額は増加しておりますが、一括で調整させていただきたいと存じます。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成27年度長南町一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成27年度長南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,758万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億63万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

この予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年11月25日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、本補正予算の財源といたしましては、10款1項1目の地方交付税を充当し編成いたしました。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、まず、1款1項1目議会費では、職員2人分で16万8,000円を追加するものでございます。

2款の総務費でございますが、1項総務管理費、1目一般管理費で23人分として171万2,000円を、2目文書広報費は1人分11万7,000円を、2項徴税費、1目税務総務費は8人分として304万8,000円を、4項選挙費、1目選挙管理委員会費では1人分、9万5,000円を追加するものでございます。

3款民生費でございますが、9ページに移ります。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金でございますが、国保特別会計と介護保険特別会計におきましても一般会計同様に人件費の予算に不足が生じておりますので、一般会計からの繰出金147万4,000円を追加するものでございます。

5款農林水産業費でございますが、1項農業費、2目農業総務費で9人分2,067万4,000円を、7目ほ場整備費では2人分116万6,000円を追加するものでございます。

6款商工費でございますが、1項商工費、1目商工業振興費で2人分399万1,000円を追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。

7款土木費でございますが、5項都市計画費、1目都市計画総務費では1人分327万7,000円を、9款教育費では、4項社会教育費、1目社会教育総務費で8人分159万8,000円を、5項保健体育費、1目保健体育総務費では3人分26万円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、11ページ以降に給与費明細書を載せてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

大変雑駁でございますが、以上で、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町一般会計補正予算（第4号））の内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

承認第2号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、唐鎌幸雄君。

〔税務住民課長 唐鎌幸雄君登壇〕

○税務住民課長（唐鎌幸雄君） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第2号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成27年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

国保の補正予算書の第2号の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

先ほど町長より提案理由で申し上げましたので、早速内容の説明をさせていただきます。

平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,390万4,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、予算書7ページ目をお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、一般会計予算と同じく、4月1日付の人事異動に伴います人件費の補正でございます。国保会計におきましては3名の職員で対応しております。うち1人の異動がございましたので、総額140万4,000円の追加をさせていただくものでございます。

財源につきましては、歳入の6ページ、9款繰入金、1項繰入金、2目一般会計繰入金をあわせてごらんください。140万4,000円の全額を一般会計からの繰入金で対応させていただくものでございます。

なお、給与費明細を8ページ以降に記載してございますので、後ほどごらんください。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、承認第2号、専決処分の承認を求めるにつきまして、内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議いただきまして、ご承認くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで承認第2号の内容の説明は終わりました。

承認第3号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

[保健福祉課長 荒井清志君登壇]

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めるについて、内容は平成27年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成27年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

先ほど町長より提案理由を申し上げましたので、早速内容の説明をさせていただきます。

平成27年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の1ページ目をお開きください。

平成27年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,268万円とするものでございます。追加の理由でございますが、一般会計同様、4月1日の人事異動に伴う人件費不足分の補正となります。

それでは、事項別明細書によりまして歳出より説明申し上げます。

7ページをお願いします。

4款2項1目包括的支援事業等費では2名分の入件費を計上してございますが、35万7,000円を増額させていただくものでございます。

次に歳入でございますが、6ページをお願いします。

この包括的支援事業等費は、国・県・町、保険料でそれぞれの負担割合が定められておりますので、この負担割合に応じて、国庫支出金で13万8,000円、県支出金で7万円、町の負担金として一般会計繰出金で7万円、第1号被保険者の保険料の負担分として繰越金7万9,000円をそれぞれ増額し、充当するものでございます。

なお、給与費明細書を8ページ、9ページに添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして、承認第3号、専決処分の内容の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議賜り、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで承認第3号の内容の説明は終わりました。

承認第4号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、岩崎利之君。

[建設環境課長 岩崎利之君登壇]

○建設環境課長（岩崎利之君） それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号））の内容についてご説明させていただきます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第4号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報

告し承認を求める。

平成27年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、早速でございますが、説明のほうに入らせていただきます。

恐れ入りますが、別冊の平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算書（第1号）の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

平成27年度長南町の笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,392万2,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきたいと存じますが、やはり今回お願いする靈園事業特別会計補正予算の内容につきましても、一般会計等でもご説明がございましたが、人事異動に伴い、管理事務をしております職員人件費の補正をお願いするものでございます。

初めに歳出からご説明させていただきますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款靈園総務費、1項1目靈園管理費でございますが、担当職員1名の異動に伴う給料、手当等の入件費102万2,000円の追加をお願いするものでございます。

この財源となる歳入につきましては、前の6ページにございますが、4款繰越金の前年度繰越金102万2,000円を財源とさせていくものでございます。

8ページ、9ページは給与明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号））の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りましてご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで承認第4号の内容説明は終わりました。

以上で一括議題とした承認第1号から承認第4号までの内容説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時10分を予定しております。

（午前 9時48分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

○議長（板倉正勝君） これから、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町一般会計補正予算（第4号））の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町一般会計補正予算（第4号））を採決します。

承認第1号を原案どおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町一般会計補正予算（第4号））は原案どおり承認されました。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））の質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））を採決します。

承認第2号を原案どおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））は原案のとおり承認されました。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号））の質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号））を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号））は原案のとおり承認されました。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号））の質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号～議案第6号の上程、説明

○議長（板倉正勝君）　日程第11、議案第1号　長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから、日程第16、議案第6号　平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長　平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君）　議案第1号から議案第6号までの議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号　長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございますが、本案は、本法施行に伴い、福祉、保健及び医療その他の社会保障並びに地方税等に類する事務において特定個人情報を利用するため、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号　長南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、本年5月にご承認いただいた町税条例等の一部改正の中で、その後マイナンバー法に関連した省令の改正があり、さらに改正する必要が生じましたので、再度一部改正をしようとするものでございます。

次に、議案第3号　長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案も、マイナンバー法に関連した省令の改正に伴い所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第4号　長南町介護保険条例の一部を改正する条例及び長南町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、マイナンバー法に関する一部改正及び介護予防に係る総合事業の開始時期を平成28年3月1日に前倒しするための改正をしようとするものでございます。

次に、議案第5号　平成27年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、本補正予算は、主に火災による長南住宅の解体工事費の追加及び各選挙の精算による減額をしようとするもので、歳入歳出それぞれに656万4,000円を追加し、予算の総額を45億720万3,000円にするものでございます。

最後に、議案第6号　平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本案は、保険税還付金等に不足が生じることから52万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,443万3,000円とするものでございます。

以上、議案第1号から議案第6号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君）　これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

総務課長、田邊功一君。

[総務課長　田邊功一君登壇]

○総務課長（田邊功一君）　ただいま町長から提案理由がございましたので、早速、議案第1号　長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての内容説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお開きいただきまして、あわせて参考資料の1ページをごらんください。

議案第1号 長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定する。

平成27年12月8日提出、長南町町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、この法律は、よく使われています名称、通称マイナンバー法といたしまして説明をさせていただきます。

このマイナンバー法は、平成25年5月に施行され、町では9月の定例議会におきまして個人情報保護条例の一部改正をお願いし、特定個人情報の収集、利用及び提供等の取り扱いをそれぞれ規定させていただきました。また、先月の11日からは各家庭に個人番号通知カードが配付されるようになり、来年の1月から個人番号が利用開始になることから、特定個人情報の利用範囲等を定めるため、新たに条例の制定をお願いするものでございまして、議案書で10ページをごらんください。

本条例は全5条から構成し、第1条では趣旨を規定しております、マイナンバー法第9条第2項に基づいて個人番号の利用に関する必要な事項を定めるとしております。

第2条で定義を定めておりますけれども、これはやはり法に基づいた定義で、第1号の個人番号とは12桁の番号となります。第2号の特定個人情報とは、この12桁の番号を含みます個人情報を特定個人情報といいます。第3号の個人番号利用事務実施者とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者が該当いたします。第4号の情報提供ネットワークシステムとは、特定個人情報を他の機関に照会をかけ情報提供を受ける場合、必ずこのシステムを通して検索するようになります、国が設置し管理するシステムとなります。

次に、第3条でございますが、町の責務につきまして規定をしたところでございます。

第4条で個人番号の利用範囲を規定します。

第1項では、マイナンバー法第9条第2項の規定によるもので、この法律では、地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務その他これらに類する事務であって、条例で定め、個人番号を利用することができるとされていまして、その事務が限定されています。このことから、12ページをごらんいただきたいと思ひますけれども、町独自となる事務等を別表第1といたしまして2つの事務を条例で定めさせていただくものでございます。子ども医療費の助成に関する事務及び重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務でございます。

また、参考資料のほうの4ページをごらんください。

これは、同じくマイナンバー法第19条第7号で情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供が受けられる事務として規定されていまして、町長または教育委員会は、この別表第2の第2欄に掲げる事務を利用範囲とすることができるというものでございます。

なお、参考資料の2ページのほうをごらんいただきたいと思ひますが、これは、やはり法第9条第1項で別表第1として定めている事務でございますけれども、これはやはり条例に規定することなく利用できるというものでございます。別表第2で提供できるわけですので、この事務につきましては条例に制定することなく利用できるということでございます。

続きまして第2項でございますけれども、これは議案書の13ページになりますけれども、別表第2中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で右欄に掲げる特定個人情報の利用ができる範囲を定めさせていただくものでございます。1項で事務指定機関と事務を指定し、2項で事務とその特定個人情報の範囲を定めさせていただくというものであります。

続きまして第3項でございますが、こちらは、3項は10ページになりますけれども、マイナンバー法第19条第9号の規定で、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供できるとされています。このことから、町長または教育委員会は、マイナンバー法別表第2、先ほどの参考資料の4ページのものでございますが、第2欄に掲げる事務を処理するために、第4欄に掲げる特定個人情報を利用することができると定めるものでございます。例えば、教育委員会部局が事務を処理するに当たりまして、町長部局で保有する特定個人情報を利用できるという規定でございます。

第4項は、特定個人情報を利用する場合他の条例、規則等で当該個人情報と同一の情報を含む書面の提出が義務づけられていた場合は、提出があったものとする。みなし規定でございます。

第5条は委任規定でございまして、附則といたしまして、この条例は、マイナンバー法附則第1条第4号に掲げる規定の日から施行させていただくもので、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号及び議案第3号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、唐鎌幸雄君。

〔税務住民課長 唐鎌幸雄君登壇〕

○税務住民課長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第2号 長南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

概要書並びに新旧対照表は参考資料の6ページから9ページになります。あわせてごらんいただきたいと存じます。

それでは説明に入らせていただきます。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、長南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたため、今回改正させていただくものでございます。もとの長南町税条例等の一部を改正する条例につきましては、平成27年3月31日に専決処分をさせていただき、5月の臨時議会において承認をいただいているものでございますが、その施行日、平成28年1月1日でございますが、この日が来る前に省令等の改正があり、さらに一部改正をさせていただく必要が生じたものでございます。

具体的な内容でございますが、税関係申告書等に個人番号、あるいは法人番号を記載することとなり、第2条、第36条の2、第63条の2、第89条、第139条の3、これらの中において、法人番号に関しまして法人番号を有しない者、これは、法人の場合は法人登記をしてあって法人番号が付与されると、法人登記をしていない法人というものは法人番号が付与されませんので、その辺の規定を、法人登記をしていない法人について記載義務を削除するというようなことで一部改正がされておるわけでございます。明確にしたということでございます。

施行日につきましては、平成28年1月1日に最初に一部改正した条例の施行日が参りますので、それ以前の公布の日から施行させていただくものでございます。

続きまして、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお開き願います。

議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

概要書並びに新旧対照表は参考資料の10ページと11ページになります。あわせてごらん願います。

それでは説明に入らせていただきます。

改正理由の一つは、減免申請期限を、納期限7日前となっていたものを納期限までに改めるものでございます。これは既に町民税等におきまして期限が見直されておりますが、国民健康保険税におきましてもその整合性を図るため同様の改正を行うものでございます。

2点目は、ちょっと法律名が長いんですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が本年9月29日に公布され、同省令中第17条の国民健康保険施行規則が改正されたことに伴い長南町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたので、改めさせていただくものでございます。

内容につきましては、国民健康保険税における減免の申請の際、申告書に個人番号を記載することとされたことでございます。施行日につきましては、減免の申請の期限の変更につきましては公布の日から、また個人番号の記載義務につきましては平成28年1月1日からとさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第2号 長南町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第2号及び議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

[保健福祉課長 荒井清志君登壇]

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第4号の内容につきまして説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いします。

議案第4号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例及び長南町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、次のように制定する。

平成27年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料により説明申し上げますので、参考資料の12ページをお願いいたします。

まず、今回の改正の趣旨ですが、4つほどあります。1つ目が、マイナンバー法の施行に伴い、徴収猶予等の申請の記載事項に個人番号を追加するもの。2つ目が、税条例の改正に伴い減免申請の期限を改正するもの。3つ目が、平成29年度における第2段階の第1号被保険者の保険料を改正するもの。4つ目が、新しい総合事業の開始時期を平成28年3月1日に改正するものでございます。

2の改正の内容のところをお願いしたいと思います。

マイナンバー法の施行に伴い、執行猶予申請書、保険料減免申請書の記載事項に個人番号を追加するものでございます。

14ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正案は、第8条第2項第1号のところを見ていただきたいと思いますが、ちょっと読ませていただきますと、「第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号」となっています。現行と比べ「個人番号」が追加されております。第9条第2項第1号の保険料減免申請も同様となります。

次に、税条例の改正により減免申請の期限を改正するものですが、同じ14ページ第9条の第2項の新旧対照表に示したとおり、「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改めるものでございます。税条例では既に改正がされており、これと整合性を図るものでございます。

次に、平成29年度における第2段階の第1号被保険者の保険料を改正するものですが、平成29年度には消費税率が上がることが見込まれることから、低所得者層の保険料は減額することになります。算定過程において減額率に誤りがあったため改正するものでございます。新旧対照表では15ページ、附則の第3条第1項第2号になりますが、「43,680円」を「31,200円」に改めるものでございます。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業、新しい総合事業と呼ばれておりますが、この開始時期の改正でございます。新しい総合事業の開始時期については猶予期間が設定されており、町では平成29年4月1日からとしておりますが、新しい総合事業の中で、できるものから実施するように国・県の指導もあり、長生郡市町村統一的に平成28年3月1日に開始時期を変更するものでございます。15ページの新旧対照表の附則5条の改正という形になります。

ここで、新しい総合事業について簡単に説明させていただきたいと思います。

新しい総合事業の趣旨は、市町村が中心となって地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合いの体制を推進し、要支援者等に対する効果的、効率的な支援を可能とすることを目指した事業でございます。

参考資料の16ページをお願いいたします。

図は、介護保険制度の現行と新しい総合事業移行後の構成を示したものです。左が現行という形になります。介護保険制度では、介護給付、介護予防給付、地域支援事業の3つで構成され、このうち地域支援事業は介護予防事業、包括的支援事業、任意事業で構成されております。現行の介護予防給付費の訪問介護、通所介護は右側の新しい総合事業に移行し、訪問型サービス、通所型サービスとなります。また、現行の介護予防事業も新しい総合事業として実施することを示しております。

17ページをお願いいたします。

新しい総合事業で実施していく訪問型サービスですが、①から⑤までの5区分にすることになります。①の訪問介護が、現行の訪問介護相当のサービスとして新しい総合事業の中で実施していくことになります。②の訪問型サービスAから⑤の訪問型サービスDまでは、現行の訪問介護サービスの基準を緩和したサービスとして、現行の事業者、地域ボランティア、NPOであるといった多様な実施主体の協力を求めサービスを構築していくことになります。同様に、その下になりますが、新しい総合事業の通所型サービスは、①の通所介護は現行の通所介護相当のサービス、②の通所型サービスAから④の通所型サービスCは、現行の通所介護サービスの基準を緩和したサービスとなります。①の通所介護については、3月1日から新しい総合事業に移行して実施していきます。ここで多様なサービスとありますが、②の訪問介護サービスAから⑤の訪問型サービスD及び②の通所型サービスAから④の通所型サービスCまでの構築は、3月以降準備が整い次第実施することになります。

18ページをお願いします。

総合事業のまとめを記載してございます。長南町の新しい総合事業への移行は平成28年3月1日から、現行の訪問介護、通所介護は、新しい総合事業の中で同様のサービスを実施していきます。移行までのスケジュールとしては、必要な規則、要綱などを整備する、また事業者説明会を長生郡市の市町村合同で実施していきます。また、サービスの業者については、ケアマネジャーを通して説明をしていく予定としております。

以上が、議案第4号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例及び長南町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第5号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の20ページをお開き願います。

議案第5号 平成27年度長南町一般会計補正予算について。

平成27年度長南町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

平成27年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の一般会計補正予算（第5号）の1ページをお開き願います。

平成27年度長南町一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成27年度長南町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億720万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございます。本町は平成26年度より電子入札を実施しておりますが、来年4月1日からの電子入札システムの改修に伴う稼働準備とその後のシステム使用のため、ちば電子調達システムサービス使用料として平成27年度から平成30年度の期間で限度額290万7,000円を設定させていただくものです。

調書につきましては17ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費でございますが、214万7,000円を追加しようとするものでございます。

1目一般管理費、19節では、マイナンバー法に関する職員研修負担金として16万2,000円を追加し、5目財産管理費、11節では庁用車整備代として、ゆたか号、べにばな号の修繕費等の経費49万3,000円を、14節ではコピー機カウンター料の経費99万2,000円を追加するものでございます。13節諸費、23節では、法人住民税の予定納税に対する確定申告による超過分として還付金50万円を追加するものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費でございますが、102万2,000円を追加しようとするものでございます。

1目戸籍住民基本台帳費で、14節住基ネットウイルス対策ソフトの使用料を、マイナンバー制度の関連事業として、18節備品購入費では顔認証機器及び個人番号カード券面プリンター購入費を、13節委託料は、これに伴う補修委託料を追加するものです。

10ページをお願いいたします。

4項選挙費でございますが、988万6,000円の減額をしようとするものでございます。全て精算によるものであります、3目千葉県議会議員選挙では508万7,000円を減額し、特定財源につきましても県支出金400万8,000円を減額させていただくものです。

4目長南町議会議員選挙費では64万4,000円を、5目長南町農業委員会委員選挙費では415万5,000円を減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費では13万円を追加しようとするものでございます。

1目社会福祉総務費、12節役務費で、重度心身障害者の医療費助成の現物給付に伴い国保連等への診察手数料が必要になったことによる追加でございます。

2項児童福祉費では702万1,000円を追加しようとするものでございます。

1目児童福祉総務費、13節委託料では子育て交流館の管理委託料を、14節では児童福祉システムの使用料を追加しようとするものでございます。特定財源といたしましては、県支出金でありました放課後子どもプラン推進事業補助金が子ども・子育て支援交付金として国・県の補助金として配分され交付されることから、その端数処理として1,000円の減額をさせてもらうものでございます。

2目児童措置費、13節委託料では、管外保育として1人分の運営費委託料を追加するものです。

3目児童福祉施設費、7節では臨時保育士等の賃金と特別賃金を、9節では費用弁償、11節需用費では保育所調理室の修繕料を追加し、13節委託料では新制度導入により不要となったシステム委託料を減額するものでございます。

4目子育て世帯臨時特例給付金事業費、19節では給付対象者の増により18万円を追加するものです。特定財源といたしましては国庫支出金を充当させていただいております。

4款衛生費でございます。13ページに移らせていただきます。

1項保健衛生費では45万1,000円を追加しようとするものでございます。

1目保健衛生総務費、3目母子保健費、4目健康推進費では、7節の臨時保健士等賃金及び特別賃金等、9節では費用弁償それぞれを追加させていただくものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費では78万円を追加しようとするものでございます。

3目農業振興費、8節でイノシシ捕獲予定数の増に伴いまして有害鳥獣駆除報奨金を追加するものです。特定財源につきましては県支出金を充当させていただいております。

7款土木費2項道路橋梁費では、14万7,000円の追加をしようとするものでございます。

2目道路維持費でございますが、伊藤園から寄贈されました車の諸経費を追加させていただくものです。

4項住宅費では475万2,000円の追加をしようとするものでございます。

1目住宅管理費、15節で、10月9日の火災による長南町住宅の解体工事費の追加となります。

その他の特定財源につきましては火災共済給付金を充当させていただいております。

次に、歳入についてご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、15款県支出金、20款諸収入の特定財源につきましては、歳出においてご説明を申し上げましたので省略をさせていただきます。

19款繰越金は一般財源となります、前年度繰越金800万3,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、人件費の補正分につきましては、14ページから16ページの給与費明細書に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

大変雑駁でございますが、以上で、議案第5号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第5号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、唐鎌幸雄君。

[税務住民課長 唐鎌幸雄君登壇]

○税務住民課長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第6号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書21ページ目をお願いいたします。

議案第6号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成27年12月8日提出、長南町長、平野貞夫。

補正予算書の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,443万3,000円とさせていただくものでございます。

2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、7ページ目をお開きいただきたいと存じます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金におきまして23万2,000円を、4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金におきまして2万2,000円を追加しようとするものでございます。いずれも27年度分における精算に伴います追加補正でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金におきまして27万5,000円追加しようとするものでございます。これは、さかのぼっての所得税の修正申告があり、22年分から国保税におきましても税の還付が生ずることとなつたため等の理由から追加をさせていただくものでございます。

これに伴います歳入でございますが、1ページ戻って6ページ目をごらんください。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金で全額対応するものでございます。前年度の繰越金でございます。

以上が、議案第6号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第6号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第11、議案第1号から日程第16、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第1号から日程第16、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開については11時20分を予定しております。

(午前11時07分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時21分)

◎一般質問

○議長（板倉正勝君） 日程第17、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承をお願いします。

今定例会の一般質問通告者は9人です。

本日は、質問順位1番から5番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は、質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は、自席で答弁します。質問回数の制限はございませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

◇ 岩瀬康陽君

○議長（板倉正勝君） 初めに、1番、岩瀬康陽君。

[1番 岩瀬康陽君質問席]

○1番（岩瀬康陽君） じゃ、よろしくお願ひいたします。1番議員の岩瀬でございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告どおり質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、教育の機会均等と子育て支援について伺います。

子供たちの教育は、従来学校で受けるものでしたが、いつのころからか、高度経済成長ですか、そういう時代から学習塾にちらほら通うようになります。今ではかなりの子供たちが学習塾等に通っていると思います。これは、自分の子供によい教育を受けさせて、有名な高校、有名な大学、そして一流の企業に就職させたいと、そういう親心からだと私は思っています。中でも、勉強が苦手な子供を持つ保護者の方は、人並みの学力を期待して、決して安くはない授業料、費用を負担して学習塾に通わせている、そういう家庭もたくさんあると伺っております。

そこで、どのくらいのお子さんが学習塾等に通っているのか、ちょっと調べましたところ、内閣府が毎年発行しております平成27年版の子供・若者白書によると、小学校の1年生から3年生で44%、4年生から6

年生で約54%、そして中学生で約57%、6割近い子供たちが通塾していると。全体的に見て、ほぼ半数の子供さんが塾等に通っている、そういう現状だそうです。本町におきましては、残念なことにそういうデータ等はございません。でも、恐らくこの国の調査と同じような形で子供さんが通塾しているのではないかと思います。

一方、我が国の雇用形態は今さまざまになっておりまして、正社員、それから契約社員、そして派遣社員、パート社員と、さまざまな雇用形態がございます。そういう就労形態によりまして、所得、経済の格差、そういうものも広がってきております。このため、家庭によりましては、経済的な理由から保護者が通塾させることを諦めたり、勉学の意欲のある子供が通塾できなかったりする事例が多くあるとマスコミ等では報道されております。このことは、恐らく私たちの長南町においても例外ではなくて、同様な家庭があると私は推測しております。

すなわち、やはり先ほども申しましたとおり、教育の機会均等がございます。やはり、学力の恵まれない子供たちは、将来の経済的な、社会的な負担が結構多くなってきてしましますので、早急な対策、また支援を行うべきではないかと考えます。

また、本町の今学習塾を受講している子供たちの多くは、茂原市等の塾等に通っていると思われます。このため、子供たちはバスなどを利用して通うことが多くなると思いますが、本町は公共交通機関の利便性が非常に低く、保護者の送迎が必要になっております。恐らく、保護者の皆さんには、仕事や家事を犠牲にして子供さんの送迎をしており、経済的な負担もあると思いますけれども、かなりの労力を強いられていると想像できます。

現在、本町は若者定住促進事業等に取り組んでおりますが、これらの課題、問題を解決することは、子育て支援が充実した町、特色のある教育ですか、そういうものによりましても若者の定住を推進するものと私は考えます、そして期待しております。幸いなことに、本町は古くから教育の町あります。多くの方が教職に携わっております。これらの方々の理解と、また協力を得まして、希望する保護者と子供さんに町主催による教育の場を提供することも、これは一つ有効ではないかと私は考えます。また、民間塾のノウハウ、勉強方法、これを学ぶことも、子供の学力向上、また受験には有益と思われます。

そこで伺います。学校の放課後、土日も含めますけれども、そういう余暇を利活用しまして民間塾とのタイアップ、また、町在住の退職教員等々の理解と協力を得まして、小学生、中学生のための放課後学習塾を町主催で実施できないか伺います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君）　ただいまの岩瀬議員さんからのご質問でございますが、放課後学習塾についてということでございます。

こちらについては、民間塾とのタイアップといった予定はございませんが、長南町在住の退職教員の皆さんのご協力をいただく方法で、放課後補習授業という形で実施の計画がございます。スタートの時期につきましては、平成29年4月の統合小学校開校に合わせまして、週に1日から2日程度から始めまして、定着を図ってまいりたいというふうに考えております。

参加者につきましては、保護者の承諾を得る形で希望制とする予定でございます。対象学年や教科等、詳細につきましては、現在検討中でございます。

一般的にいうところの学習塾といったイメージとは異なるかと思われますが、小学校における基礎・基本を重視した指導内容、つまりはボトムアップを第一の狙いとする方向で計画中でございます。また、希望者数や希望者個々の実態にもよりますが、参加者の習熟度に応じた手だてを講じる準備も進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） 確かに、学力の基礎を上げていくということは、全体的に学力が上がりますから、いいとは思います。それも一つの私も考えているところでございますが、もう一点、私が一番重要なことは、これから国も労働力不足ということで、どんどん女性の進出を今、盛り上げております。そういう中で、長南町におきましても、恐らくお母さんたちがまたこれからパート等、また正社員ということになってくると思います。そういう中で、やっぱり子育て支援の面からも、いま一度考えていただきたいことがあります。

それは、先ほど言ったとおり、やはり塾に送迎、これは大変な時間と労力が要ります。これがまず第1点です。それともう一点は、やはり塾に通うというのは、基礎学力の向上だけじゃないと思います。当然、やはり小学校高学年、中学生になれば、次の段階へ向けた勉強に取り組むと思います。塾というのは、やはり進学のための学習を学ぶところでありまして、やはり学校との教育とは多少違う面があると思います。そういう面も含めた中で、そういう塾のノウハウを取り入れた中で、小学校の高学年から中学生においてはそういうクラス編成も行った中で、塾の講師ともタイアップをしながらやっていかないと、私はそれを強く望みます。いかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまの岩瀬議員さんからのご質問でございますが、確かにおっしゃるとおりであります。民間塾のノウハウ、それからタイアップというような言葉もございましたが、大変参考になる部分であると思っております。

また、塾に通う多くの子供たちの中には、やはり進学のためというような、そういう目標を持った子供たちも多くいるというふうに、こちらとしましても把握をしておるところです。

先ほど答弁させていただきましたように、希望者個々の実態という部分がございます。さらには、参加者の習熟度に応じた手だてという言葉も使わせていただいたわけですけれども、こちらも子供たちの目標とすること、また子供たちの実態、どのレベルにあるのか個々によってさまざまありますので、そこに対応できるような形で、先ほどの塾のノウハウという部分も含めまして、今後対応していかなければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） 今の答弁によりますと、今後考えていくべきことなんですねけれども、こ

これは考えていくんじゃなくて、私が先ほどから話しているとおり、今、地方創生ということで、全国がその市町村、自治体のカラーを出してやっていく、そうでないとやっぱり打ち勝つことはできないと、そういうふうな話になっております。そういう中でも、長南町はやっぱり昔から教育の町ですから、そういうものにぜひ取り組んでいっていただきたいと私は思っています。だから、そこで明解な回答をぜひいただきたいとは思うんですけれども、これはいかがなんでしょうか。

例えば、当然その事業を行うためには予算も必要だと思うんですけれども、でも、やっぱりこれはやり方もあると思います。こういう塾とのタイアップという形式というのが、恐らく、小学校、中学校では余りやってはいないと思います。ただ、高校等においては、もう既に千葉県内でも導入しているところがありますので、ぜひそういう面に取り組んでいただきたいと私は思うんです。先駆けと言っちゃおかしいんですけれども、町の特色ある教育だと、そういう面でもやっていただきたいと思うんですけれども、いかがなんですかね。それ、答弁いただけませんでしょうか、ぜひ前向きな答弁を。考えるというのは、やはり考えるだけですので、いかがですか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君）　より明確な形でということでございますが、現段階で、新たに教育長もかわりまして始まる統合校に対して、さまざまな考え方をお聞きしながら進めておるところでございます。ここで明言というのは非常に難しいところではございますが、例えば今、英語教育についても、この統合した後、小学校の低学年からスタートしていきたいというようなことを話しております。本町では、漢字検定のほうを以前から力を入れてやっておりますけれども、その辺、例えば放課後の時間を使って、英検に向けたそういった勉強もできないかというようなことも計画をしておるところであります。

なかなか塾といったレベル、また塾とタイアップというのを、現実的に今こうしたいということで明言は難しいところではありますが、今、さまざまなご意見を頂戴する中で進めていきたいと思いますので、今、大変貴重なご意見を頂戴したところでございますので、その点も含めまして、今後検討をしてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君）　1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君）　じゃ、町のほうとしての取り組みは、一応理解いたしました。

しかし、検討、検討と言われてましても、やはり月日がたつのは早いものです。やはり今の子供たちは、小学校1年生、6年生、もう今が6年生なんですよ。来年になったら、もう中学生に上がってしまいます。教育というのは待ったなしなので、やはりその辺については十分理解した上で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　いいですか。教育長に一応、参考意見で聞きますか。

○1番（岩瀬康陽君）　じゃ、よろしければ。

○議長（板倉正勝君）　じゃ、教育長、よければ。

○教育長（小高憲二君）　10月にお世話になって、まだ十分、私も勉強不足のところがございますが、今、岩瀬

議員さんのおっしゃった塾とのタイアップということにつきましては、ある種、これは私どもの専門性を高めるという観点での学校運営というふうに捉えております。

私も、統合校における施策の中に、新しい小学校、中学校の運営の3本の柱の中に、専門性を高めるというコンセプトを一つ設けてあります。それは外部の力をかりる場合もございますでしょうし、我々教職員の自助努力によって指導力を高めるということもございますので、そういういろいろな方法論については、今後まだ考えていく必要があるかと思いますが、とりあえず今の教育の中で、やはり専門性を高めるというのは大きな課題でございまして、小・中学校ともにそういう点での努力が教育課題にありますので、私どもも頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） それでは、教育長に十分、私は絶対的な信頼を寄せて期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、人口減少社会における町づくりについて伺います。

現在、我が国は、少子高齢化と人口減少という二重苦に直面しております。国立社会保障・人口問題研究所が2013年の3月に公表しました日本の地域別将来推計人口によりますと、2040年には全ての都道府県で人口が2010年を下回り、総人口は1億727万6,000人にまでなると。そして、2010年に比べまして約2,078万1,000人も減少すると推計しております。大都市圏などでは、65歳以上の高齢者人口、これが人口に占める割合が大幅に増加すると推計されております。

長南町も、この推計によりますと、2040年の総人口は5,165人、うち65歳以上が2,596人。これは人口の50%を超えて、2人に1人が高齢者となってしまう。長南町が、ますます過疎が進展することになると予想されております。

このため、国では現在、東京圏への人口の過度の集中を是正し、人口減少を抑制して、将来にわたり活力ある日本を維持していくため、2060年に1億人程度の人口を確保するとして、現在、地方創生を掲げまして、全自治体に今年度中に地方版人口ビジョンと総合戦略を策定するよう努力義務を課しております。

本町も含めました全ての自治体は、この総合戦略で地元の魅力発信や若年層等の移住・定住の促進を目指すことになりますが、ほかの自治体も同じなんですかけれども、全て横並びの施策が多く見受けられ、この自治体間の競争を勝ち抜くことは非常に困難が予想されると思います。また、残念なことに、先日の新聞によりますと、地方版人口ビジョンを策定しました41の都道府県におきまして、40の都道府県が2060年には5から44%減少する見通しであると報道されていました。

したがいまして、現在、本町も地方創生、要は人口ビジョンと地域総合戦略のまとめに向かって頑張っていますけれども、本町をはじめとした多くの自治体の人口減少は必然性が非常に高い。すなわち、総合戦略の各種施策に取り組んでいくだけではなく、これからは人口減少社会に適切に対応する町づくりに取り組むことが、私は喫緊の課題ではないかと考えます。

長南町は、長生郡市の中で行政区域が2番目に広い、また、町特有の小規模な市街地、また集落が点在しております。このため公共交通の利便性が低いとともに、社会インフラであります町道、橋梁、またガス、下水道など膨大な延長、そういう公共施設を擁しております、今後の維持管理が課題となります。また、人口が

大幅に減少するということは、あわせて生産年齢人口も当然減少しますので、今でも本町は弱い財政基盤ですけれども、さらに弱体化させることに加えまして、規模の経済性が弱まり、行政コストが高くなることが予想されます。

これらの課題、問題に対応するには、住民と社会資本とを数カ所、または1カ所に集約化し、公共サービスが効率的に供給されるような小さな町づくりを検討する必要があるのではないかと思います。よく事業経営者は、10年、20年のオーダーで物を考えて動くといわれますが、まさに今の行政もそう求められております。

現在、本町でも総合計画に整合する総合戦略を策定中ですが、「遠き慮りなければ必ず近き憂いあり」、そういうことわざがありますが、ここは腰を据えて、10年、20年先の人口減少社会の町の骨格、つまりグランドデザインを策定する必要があるのではないかでしょうか。早いもので、町長が就任して2年が過ぎようとしています。これからは平野町長のカラーを出して町づくりに邁進していくべきではないでしょうか。きっと多くの住民も望んでいると思います。

そこで伺います。本町では、今後、少子高齢化と人口減少がますます進展すると想定されますが、町長は、この人口減少社会に対応する公共交通、道路や下水道等の社会資本の維持管理を含めた基本的な町づくりをどのように考えていくのか伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 岩瀬議員の、人口減少社会における町づくりについてのご質問ですけれども、今お話がありましたように、一昨年2月の町長就任以来、月日がたつのは早いもので、2年になろうとしております。この間、行政にとって一番大事な点であります、行政は継続であるという点と、選挙公約、マニフェストに重点を置いて行政運営を担ってきたところでございます。第4次総合計画にある「自然が誇り 住むことが誇り 元気な町 長南」をベースに各種の施策を展開し、実施すべき事業の優先順位を定め、毎年度の3カ年ローリング方式で事業を推進してきたということであります。

折しも、先ほどお話がありましたように、国で昨年11月、まち・ひと・しごと創生法が公布され、12月に人口減少社会問題に対する人口ビジョン及び総合戦略が策定され、町も現在それに呼応する形で、独自の地方版総合戦略を策定中であります。推進本部会議、推進委員会を経て、間もなくその最終案ができ上がるところで来ております。

その中で、町づくりは、1つは、農業振興・産業振興による活発で活力のある長南づくり、2つ目は、地方への新しい人の流れをつくる、自然環境と資源を活用した魅力あふれる長南づくり、3つ目は、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、子育て世代に選ばれ、次世代教育を担う長南づくり、4つ目は、確かな暮らしを実現する安心・安全な長南づくりの4本の柱によって進めていくこととしております。さらに、5本目の柱といたしまして、先ほどお話がありました教育の町の再生事業、東京家政大学との協働事業、郷土の偉人、渡邊辰五郎氏の記念館事業、農業の6次産業化に関連する中での農業体験事業、食で伝える地域魅力発信事業など、特色ある事業を外出し形式で強調しています。

今後、KPIによる目標設定の事業評価や、PDCAサイクルに基づき、今までの長南町にない、静から動へ私自身自ら実践しながら、失敗を恐れない、何事にもチャレンジしていく強い精神を持って挑戦を行ってま

いりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） 今、町長のおっしゃられたことは、私の質問の意図には達してはいないんですけども、今の総合戦略の中で取り組んでいく、それはまさに必要なことだと思います。私が町長にお伺いしたいのは、人口減少の社会における町づくりなんですよ。

要は、この町は今8,500ちょっとおりますけれども、5,000人になる。もう将来、それが25年後にはなると予想されております。確かに、今でも地域によっては、いわゆる昔の限界集落、そういうのもございます。そういうものが、やっぱりこれからどんどんふえてくると。そういう中で、この長南町を維持していく、維持というか存続させていくには、やはり基本的な町づくりを考えなければ私はいけないと思います。

なぜかというと、分散している町の中で、はつきり言って公共サービスが効率的に行われるか、これが非常に難しいと思います。そういうものも捉えた中で、やはり先ほど話していますけれども、社会インフラ、そういうものを含めた中で、ぜひ、総合計画もよろしいんですけども、私が聞きたいのは、本当に人口が減少して、地域のコミュニティーがだんだん細くなってきて維持できなくなってくる、そういう中に対応できるようなそういう町づくりを、ぜひ町長の口から、どういうものを私は考えているんだと、そういうものをお聞きしたいんですけども、お願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 確かに、今年の国勢調査の人口速報値が出されましたけれども、本町は8,200人ということで、5年前の国勢調査と比較しまして八百五、六十人減少しているということで、このまま推移しますと、もう10年後には6,000台、20年後には5,000台、2040年の25年後には4,000台と、想像すると大変恐ろしくなるような数字が出てきております。

そういう中で、岩瀬議員のおっしゃるとおり、非常に長南町は面積も大きいし民家も点在しているということで、社会資本である公共施設の維持管理、これはもう大変厳しくなってくると思います。ですので、おっしゃっているようなコンパクトシティー、要するに、ある程度の一定の区域を定めて、そこに人も物もいろいろなところを集中させるというようなことも一つの手ではあると思います。思いますけれども、やはりこれは年数がたつと高齢の方も多くなってきております。なれ親しんだ、住みなれたところを捨てて、新しい町のほうに来てもらうというのもなかなか難しいところもあると思います。

したがって、これは今後の課題となるんですけども、うまくこの公共施設の整備を図りながら、お年寄りが安心して住めるような環境は、やはり確保していかなければならないんではないかというふうに思っています。そういう意味でも、何とかこの人口減少を食い止めたいというような思いでおります。

そういう思いの中で、何とかこの町づくりの活路を見出すということなんですけれども、1つは企業誘致とか、あるいは、ある団体に来てもらうとかということはあるんですが、この、企業に来てもらう、学校に来てもらう、そういう場合は、やはり条件次第で相手は動きます。いかに企業が来やすい条件を町が用意してあげるかということによって、これは地域間競争になってしまふんですけども、ですので、体力の弱いところ

は非常につらいんです。土地をただであげますから、どうぞ造成して来てくださいと言っても、今は来ません。それに、土地プラス造成してあげて、すぐ建物が建てられるような状態になって、さらに誘致するための奨励金まで出さないとなかなか来てくれないという、そういったような状況で、非常に苦しい状況にあるんですけれども、そういった中で、唯一これからの町づくりの起爆剤になるというのが、これから閉校となる4小学校の跡地活用だというふうに思っております。この4つの跡地活用をきちんといい方向で決めていくことは、これからの人ロード、あるいは町の活性化につながっていくのではないかというふうな思いをしております。

これについては、11日の全員協議会で私の思いをお話しさせていただきますけれども、とにかく厳しい状況であるのは間違ひありません。私は将来的には、もちろん産業振興ということもあるんですが、基幹産業である農業の振興ということもあるわけなんですけれども、1つは教育の町・長南というものを売りにしていきたいというふうに思っておりますし、安心して産み育てられる、子育て支援の充実した、若者が定住しやすい町、そういった形で、とにかく活路を見出しながら取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） 町長の町づくりに対する熱い思いを伺うことができましたので、ぜひ町長、今後、人口減少社会、これは恐らく確実になってきておりますので、ぜひ今の熱い気持ちで、新しい町づくり、存続できるような町づくり、そういうものに取り組んでいっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（板倉正勝君） これで、1番、岩瀬康陽君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

（午前1時58分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

◇ 松 野 唱 平 君

○議長（板倉正勝君） 質問者はリラックスしてひとつ、午後からですので、よろしくお願ひします。

次に、3番、松野唱平君。

[3番 松野唱平君質問席]

○3番（松野唱平君） それでは、会議規則の規定に基づきまして、議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、町長の町政運営についてでございますけれども、先ほどの岩瀬議員さんのほうとダブルかもしれませんけれども、平成26年1月、町長選挙立候補に際しまして、本町将来の発展を掲げ、町長選挙に初当選されたわけでございますけれども、当選後は、前町長の事務事業につきまして、この2年間、継続的な事業を推進してきたと思われますけれども、任期の半分がほぼ過ぎようとしております。

町政の運営、町づくり等につきましては、各種の委員会などに意見などを聞くことも一つの手法だと考えられますけれども、町長就任以来2年が経過しようとしております現在、町長の町政運営につきまして、さまざまな考えがあると思われますけれども、その一端をお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　松野議員の私の町政運営に対するご質問でございますけれども、私も、町民の皆様方から負託を受けまして町政運営のかじ取りを担いまして、早いもので2年が過ぎようとしています。

町政運営をスタートさせるに当たりましては、本町が過疎地域としてさまざまな課題を抱え、今後さらに少子化に拍車がかかれば、町の生産機能や生活環境、教育環境、ひいては町の財政にも支障を来し、地域の活力は大きく落ち込むことを懸念し、何とか町を元気にして、かつての活気とにぎわいを取り戻したいという思いで取り組んでまいりました。

就任当初から、特に喫緊の課題でありました統合校については、4校を同時に統合させ、平成29年4月の開校を決断したところでございます。また、米満住宅跡地を活用した若者定住促進のための宅地分譲も販売を開始いたしました。そのほか、子育て交流館の開設、第3子以降の出産祝い金の増額、法定外の予防接種など子育て環境の拡充にも努めてまいりました。

基本的には、先ほど岩瀬議員のご質問にもお答えしましたが、町の総合計画、3ヵ年実施計画など各計画に基づき、事業の取捨選択をする中で事務執行を行っておりますが、今後もこのことを基本に、私の公約でもあります、誰もが健康で生き生きと安全に暮らせる町づくりを進めてまいりたいと考えております。

そのためにも圏央道茂原長南インターの開通効果が鍵となります。本町の農業・観光などの資源を生かし、農村と都市の交流、企業誘致、定住促進、そして交流人口の増加を進めてまいりたいと思っております。

特に、4小学校の跡地活用策が長南町の将来を左右する一番大きなキーワードとして捉えておりますので、地域の活性化を図るための跡地活用については、大きな決断を持って積極的に推し進めてまいりたいと思っております。

また、本町とゆかりのある東京家政大学との協働事業、農業体験などによる交流人口の増加も目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　3番、松野唱平君。

○3番（松野唱平君）　現在の本町におきましては、先ほど前の岩瀬議員からも質問がありましたけれども、少子高齢化、それから人口の減少、また老人保健、またイノシシ対策等含め、これらの町政運営が肝要であると思います。

ここに、一つの例なんですけれども、町づくりのために、町長が自ら職員を連れて先進地の視察もしたこともあります。それから、町長の後ろにおります幹部の皆さん方は、何人かに分けて、何人かでテーマを決めて北海道から九州まで視察に行ったこともあります。そういうことも、これから町づくりには必要ではないかと思います。

このようなことから、全国的な規模でいろいろな形で町づくりが進められておりますけれども、これから町政運営に当たりましては、本町独自の形で推進していただくことを希望して本質問を終わります。

続きまして、赤道・青道の管理等についてでございますけれども、赤道・青道につきましては、平成17年4月、国からほぼ100%の譲与を受けまして、町が財産管理の権限を有することとなったところでございますけれども、本町では昨年度から国土調査法に基づく地籍調査が実施されております。

地籍調査の実施に際し、筆ごとの境界確認を現地におきまして実施するわけでございますけれども、赤道などが現況の宅地内等に存在する場合、機能が喪失されているとも思われます。地籍調査は今後十数年実施され、このような事例が出てきた場合、町においてはどのように管理、また対応していくのかお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 赤道・青道の管理等についてのご質問でございますけれども、赤道・青道は、道路法及び河川法の適用を受けない道路・河川等で、法定外公共物ということで町の管理に属するものであります。この管理に関する条例では、この土地を使用する場合には町長の許可を受けなければならないというふうになっています。

ご質問の宅地等に存在している場合ですけれども、地籍調査によって位置等が明確になった法定外公共物については、用途廃止が可能な場合においては払い下げを行うことができますので、地権者からの払い下げ申請をもって払い下げを行ってまいりたいというふうに考えております。

今のご質問の中でもありました、既にこの赤道・青道としての機能を喪失しているところで宅地等の一部に利用されている土地については、これは取得するかしないかはその利用者の意思によるものなのですけれども、できるだけ占用しているものについては、町としても払い下げの検討のお話をさせていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3番、松野唱平君。

○3番（松野唱平君） 地籍調査におきましては昨年度から行われておりますけれども、質問のような事例があったかどうか、課長さん、わかりましたら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

建設環境課長、岩崎利之君。

○建設環境課長（岩崎利之君） 平成26年度、27年度で宅地等に赤道・青道の存在がどのくらいあったかというご質問でございますが、平成26年度におきましては、宅地内に赤道が存在し、その機能が喪失されているだらうという事例は8カ所で10筆ございました。そして、現在の平成27年度においては9カ所の15筆というようなところでございます。

先ほど町長が答弁していただいたように、機能喪失、また近隣に影響がない場合については、登記完了後に用途廃止及び払い下げを行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 3番、松野唱平君。

○3番（松野唱平君） ただいまの課長の答弁におきまして、質問のような事例が2年間で15件あったようでございますけれども、関係します地権者の要望につきましては適切な対応をお願い申し上げまして、以上で一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、3番、松野唱平君の一般質問は終わりました。

◇ 仁茂田 健一君

○議長（板倉正勝君） 次に、10番、仁茂田健一君。

[10番 仁茂田健一君質問席]

○10番（仁茂田健一君） 議長のお許しを得て、10番、仁茂田、一般質問をさせていただきます。

件名としまして、農業政策について伺います。

要旨としまして、TPP法案が大筋合意になりましたが、各組合、大型農家等の生産者は頭を痛めていることと思われます。

そこで、町として農業生産者に対して何か対策等を考えていますか。お聞きしたい。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

[「町長、お願いします」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 仁茂田議員のTPPに関するご質問ですけれども、TPPは、交渉参加国が大筋合意に達したとする声明が発表され、今年度末以降に各国が署名し、その後それぞれの議会で承認を得て発効されることになります。

今後、TPPが発効されると、町の特産品であります米については、輸入量がふえることから過剰供給となり、価格の低下が懸念されております。政府は米価維持を最優先に取り組むと新聞報道されており、守りの対策として、米の輸入量がふえた分を政府備蓄米として買い入れ、市場に出回る流通量がふえないようする方針が明らかにされております。

これから稻作は、さらに生産性の向上を図っていく必要があることから、町としては、引き続き稻作農家の大規模化を進め、安定した農業経営の推進を図っていきたいと考えております。

その対策としてですが、現在推進しております集落営農の設立を進め、農業者には既存の町単独補助事業であります高性能農業機械等を導入するための補助金を、あわせて経営規模拡大のための農地集積奨励補助金を有効的に活用していただきたいと思っております。

また、今後、地場産業の競争力強化のため、長南産コシヒカリのPRを促進し、付加価値の高い、より高く売れる米にするための知名度アップも図っていきたいと考えています。

農林水産省は農家向けのTPP説明会を始めておりますので、今後打ち出される具体的な国・県の農業強化策の動向を見ながら、町として何ができるのかを考えていきたいと思っております。また、農業者自らも、TPP対策として農作業の省力化を進めるなど経営力強化を図っていただきたいとも思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） 今お聞きしましたところ、現状の支援策を引き続き大規模化を進め、国・県の農業強化策の動向を見ながら支援策を考えたいということですが、大筋はわかります。ただ、具体的には「何を」が出ていないんですけども、国とすれば、もう既にTPP合意ということで承認ということですが、合意ということで、もう承認したという形で国のはうは動いていると思うんですけども、農業に対して、先ほども出ましたけれども、米に対して輸入米を備蓄米にするとか、大区画再整備等、具体的にそういう予算を組んで、事業費を組み、枠組みしていますが、町としても何らかの具体的な案を出してはどうかと思うんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 農業政策は、国の政策によるところが非常に大きいわけなんですが、実際、国ではTPP対策としての農業支援策を今取りまとめているということありますので、あくまでも国の動向を見ながら、それに加えて町として何ができるかをこれから考えていくということあります。

既に農業支援として機械化を進めるための補助金も交付しておりますし、町としてやれるものはやっているということありますので、さらにそれに加えて何ができるかを検討してまいりたいというふうに思っております。

具体的な米づくり、農業者にとって、本当に町に手を差し伸べてほしいと、支援してほしいというものが何かというものをきちんと見きわめていかなくてはいけないというふうに思っております。そういった意味で、今、営農組合の皆さん、代表者の方でもいいですけども、お集まりいただいて、これから長南町の農業に対して何が必要なのか、町にどういったことを支援してほしいかという、そういう生の声を聞く機会も設ける必要があるではないかというふうに思っておりますので、それは実践していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） 今の町長の答弁で、今後、生産者の方々とよく意見交換をしていくということありますので、よろしく期待しております。

これで私の質問を終わります。

○議長（板倉正勝君） これで、10番、仁茂田健一君の一般質問は終わりました。

◇ 大倉正幸君

○議長（板倉正勝君） 次に、6番、大倉正幸君。

[6番 大倉正幸君質問席]

○6番（大倉正幸君） 議席番号6番、大倉正幸です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私自身の頭の中のタイムテーブルとちょっと食い違いがありまして、少々戸惑っておるところでございます

が、今年もあと3週間ほどになりました。今年は私たちは議員選挙などもありまして、1年がとても早く過ぎていったように感じております。間もなく新年を迎えるわけですが、今回の一般質問は、定例議会として新年度予算を審議する平成28年2月議会の直前ということになります。

そこで平野町長に質問いたしますが、平成28年度の事業計画及び予算編成について、どのようにお考えになっておるのかお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　大倉議員の28年度事業計画及び予算についてのご質問ですけれども、まず、28年度予算につきましては、現在編成作業中であります。

町の主要な財源であります町税ですけれども、增收につながる材料が見込めない状況であります。地方交付税においても、国において削減が議論されている中で、今後も必要な財源確保ができるかどうかについては不確定な状況であります。

のことから、今まで以上に厳しい財政状況となる見込みでありますので、事業の必要性や緊急性、費用対効果などを十分検討するとともに、過疎債の有効活用や国・県の補助金など財源の確保に努め、前例踏襲や画一的な発想ではなく、創意工夫により最小の経費で最大の効果を発揮できるよう予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

そういった中で、28年度の主要事業につきましては検討している部分もございますけれども、27年、28年度の継続事業であります統合小学校の校舎建設事業、地籍調査、野見金公園整備などを引き続き実施し、あわせて統合校の開校に向けてのスクールバスの運行や、教育環境の整備、廃校となる4小学校の跡地活用、さらには、空き家対策についても取り入れられるかどうかの検討をしてまいりたいというふうに思っております。

また、人口減少対策に向けた地方創生の取り組みとして、現在策定中の地方版総合戦略を着実に推進するための各種事業も計画的に実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　6番、大倉正幸君。

○6番（大倉正幸君）　平成28年度の予算については、ただいま編成作業中ということでございますので、金額的なことについてのお話は今ほどなかったかと思うのですが、27年度の一般会計につきましては、今日午前中のお話では、45億円程度で今推移しているというところですが、27年度の収支見込み及び28年度の収支見込みについて、具体的な金額等がもしあるようでしたら、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君）　大倉議員さんの一般会計の平成27年度の収支見込み、決算額、わかれればということですが、今の時点でははつきりと収支見込みが出ていない状況ですので、はつきりとは言えないのですが、27年度の歳入につきましては、金額ではなくて、普通交付税及び町税は予算額に比べて増額となる見込みであります。

町税につきましては、昨年度よりは減額の見込みとなっております。

また、繰越金についても、昨年度と比較いたしますと減額となっております。

余剰金につきましては、今後、事業実施に充当できるよう、可能な限り基金のほうへ積み立てを考えていきたいと思っております。

また、歳出面でございますが、町長からもお話がありましたが、主要事業であります統合小学校の校舎建設事業につきましては、先般の臨時会において可決され、契約の運びとなりました。

若者定住促進を目的とした米満住宅跡地の宅地造成工事も終了し、現在販売している状況でございます。

また、防災行政無線デジタル化工事、地籍調査及びその他の事務事業につきましても、順調におおむね進捗しているところでございますので、3月には各事業とも予定どおり完了する予定でございます。

見込みといたしまして、今、大倉議員さん、45億という補正予算が出ておりますが、ほぼ例年並みになるのではないかと考えております。

また、28年度につきましては、先ほど町長からお話がありましたとおり、現在予算の編成中でございます。厳しい財政状況の中、引き続き統合小学校の建設事業をはじめとした継続事業を実施して、また、人口減少対策に向けた地方創生総合戦略を推進する事業も実施していくこととなりますので、例年よりは厳しい状況になるのではないかと考えられます。財政健全化を考慮しながら、計画的に事業の推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 6番、大倉正幸君。

○6番（大倉正幸君） 町長からも、財政課長からも、小学校の開校についてのお話がございました。小学校の開校関係について少しお伺いしたいと思うのですが、ホームページに校歌のフレーズを募集ということがありましたね。大変いいことだと思うのですが、一般町民からの校歌の一部分でもいいからフレーズをみんなで考えてくださいというようなことがあったかと思うのですが、校歌を新しくつくるんだということが見えるわけですけれども、そういうところでも多少はお金がかかるのかなという考え方をしておるところですが、小学校の開校までを考えますと、今、校舎の建築として5億9,400万という形で契約したわけですが、それ以外にもいろいろと必要経費が発生するかと思っております。当然ながら29年3月までにその全てが完了しておかなければいけないはずですので、28年度の予算に反映されるべきものと思っております。その部分についてどのように28年度予算に反映されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、浅生博之君。

○学校教育課主幹（浅生博之君） それでは、校舎建築以外の必要と考えられる経費でございます。

まず、4校の閉校に伴います記念誌の作成、また各種備品や学校関係書類を廃棄する手数料、また4小学校閉校式に伴う補助、閉校記念碑建立などが考えられます。

また、統合に伴います経費といたしましては、校章・校旗の製作、校歌の作詞・作曲、校舎完成記念品等の作成委託、また処分しない備品の運搬料が考えられます。

なお、それぞれの経費につきましては、先進市町村の事例や見積もりも参考に検討しております。現在予算編成中ということで、今の段階では金額については控えさせていただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 6番、大倉正幸君。

○6番（大倉正幸君） 具体的な金額を少しお聞きしたいと思っておったのですが、ちょっと控えさせていただきたいということですので、その辺は控えたいと思います。

ただ、今のお話で、備品等を廃棄してしまうというお話がありました。何かもったいないなという気がしております。4分の3のものが当然ながら廃棄になってしまふということですね。おおよそでそうなるかと思うのですが、例えば、必要な方に安く譲るとか、大バザー大会とでも申しましょうか、もしかすると3年後、我々がパイプ椅子が大量に必要になる可能性もなきにしもあらずということも考えられると思うのですけれども、廃棄によってお金をかけるというよりも、幾らかでもというような考えはございませんか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまのご質問に対してでございますが、4校あるわけで、それが1つになる段階で4分の3を廃棄と、そういうわけではありませんが、なるべく使えるものに関しては統合校側に、新しく建った校舎のほうに持ち込んで利活用を考えております。

ただ、最近は重要書類等も、ただごみを捨てに行くというのがだめということになっていまして、溶解せよと、溶かさないといけないというようなところでお金がかかっていきます。

また、先ほどご意見の中に売ったらどうかと、実は前々からそういった話も場内のほうで出ておりまして、オークション的なものであるとか、バザーとか、そういった形で、少しでも引っ越しであるとか備品購入の足しになればというようなことで検討を図っておるところです。全国的には、やはりこのように統廃合というのがかなり進んでおりますので、実際にそういったオークションであるとか、バザーという形で売ったという話を聞いておりますので、ぜひその辺も含めて検討していかなければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 6番、大倉正幸君。

○6番（大倉正幸君） では、今の件については、よろしくご検討願いたいと思います。

また、私も一貫校の統合の委員をやらせていただいておるわけなんですが、現在、バスの運行経路について、長い時間をかけて検討させていただいております。ただ、そのバスの大きさやら運行方法とでも申しましょうか、その辺のことについては、委員会ではなく学校教育課のほうで検討しますというふうなお話を伺っております。その辺について、今現在どのようなふうに場内で進んでおるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、浅生博之君。

○学校教育課主幹（浅生博之君） スクールバスの運行につきましては、バスの事業者へ全面委託する方法、また、町でバスを購入し、運行は委託する方法が考えられるところでございます。

現在、安全面を重視する中で、またコストも考慮する中で、バスの運行については詰めの段階に入っているところでございます。また、同時に大きさについても検討しているところでございます。

経路につきましては、小・中一貫校設立委員会で検討をいただきまして、乗降場所等も固まりつつあるところでございます。あと、乗降場所が決まり次第、それに伴います縁石等の除去に係る改修も必要かと考えられ

ます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 6番、大倉正幸君。

○6番（大倉正幸君） バスについては、全面委託か、あるいはバスを購入して運転を委託かという二者択一というお話を伺いました。小学生、これからまた減るのか、ふえてくれるのかわかりませんが、私の考えとしては、バスは購入せずに借りておけば、子供の増減によってバスの大きさを変えることはできるのかなというようなふうに考えておりますが、その辺のほうの検討、またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、来年度の事業計画ということでお話を伺つておるんですが、今年は60周年ということで、プレミアム商品券を発行いたしました。40%のプレミアム率ということで、町民に大変喜ばれていたかと思います。

来年度、この件については継続予定があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長補佐、高徳一博君。

○産業振興課長補佐（高徳一博君） ただいまの大倉議員さんの、プレミアム商品券につきまして来年度実施するのかという件でございますけれども、今年度は地方創生の交付金をいただいて実施のほうをいたしておりますのでございます。来年度の実施につきましては予定のほうはしておりません。

今年度の事業は、町、商工会へ運営を委託し実施しております。商工会と今年度の成果を検証いたしまして、今後の実施を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 6番、大倉正幸君。

○6番（大倉正幸君） 地方創生の交付金をいただいたので、この事業を行つたというふうに私は聞こえておるんですが、町として、町民が喜ぶようなこととして、プレミアム率を多少下げても継続という方向はお考えはないでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 一回4,000円のプレミアムをつけて発行した商品券、今回はかなりの人気があつて、完売したことなんですが、それを1割、2割ぐらいで果たしてこういう効果を望めるかというと、なかなか難しい部分もあるかと思います。この町の財政負担も考えると同時に、今のことも踏まえながら検討すべきことかなというように思っております。それよりも、ほかに町民サービスの部分で支出することもあるんではないかというふうに思っておりますので、そういったことでなかなか難しいということでご了承いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 6番、大倉正幸君。

○6番（大倉正幸君） では、交付金第2弾とでも申しましょうか、そういうものが出了場合には、ぜひまたご検討いただきたいというふうに思います。

それから、たしか藤見町長時代だったかと思うんですが、この庁舎の老朽化問題に際して、早く建てかえし

てはどうかというお話を、私、したことがあります。そのとき、学校建設が先だよと、その後考えようというふうに藤見町長は答弁してくださいました。

今、学校建設がいよいよ軌道に乗り始めるところですが、今後も庁舎、あるいは公民館の新築計画に着手する方向で考えるべきと私は思っておるのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 庁舎建設等の実施時期というご質問であるかと思います。

庁舎の建てかえ等については、今現在のところ、見通しというか計画のほうは立てていないところでございます。現在、先ほどから28年度事業等もお話をさせていただきましたが、統合小学校の建設事業、またその関連事業、あと地方創生戦略に関する各種事業等、また継続事業等もございます。ですので、その事業等々の調整を図る中で、今後計画的に建設時期のほうは計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 6番、大倉正幸君。

○6番（大倉正幸君） もうちょっと先になるということですね。

実はこの建物、本当に震度6が来ると崩壊とか倒壊とかというおそれが十分考えられるわけです。今現在お金をかける時ではないというお話かもしれません、場内での検討、あるいは有識者の方々との検討、お金のかからない部分から検討を始めていってはいかがかというふうに思います。

では、28年度の新年度予算編成については、まだまだ未定というふうなお話ではありましたが、少ない、少ないと言つては申しわけないのでけれども、限られた予算の中で最大の効果を上げていただくよう努力していただきたいと思います。

また、本日の26年度決算については全員賛成というわけにはいきませんでしたが、27年度、28年度の決算審議については全員の賛成がいただけるよう、最大の効果を目指して町政運営のほうをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（板倉正勝君） これで、6番、大倉正幸君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時10分を予定しております。

（午後 1時49分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 和 田 和 夫 君

○議長（板倉正勝君） 次に、12番、和田和夫君。

[12番 和田和夫君質問席]

○12番（和田和夫君） 日本共産党の和田和夫です。

議長の許可を得て、一般質問を行います。通告に従って質問をしていきます。

最初は、耐震改修促進計画についてでございます。

その中の耐震改修計画の現状について、お伺いします。

町の耐震改修促進計画では、昭和56年5月31日までに建設着工された2階以下の木造戸建て住宅について、平成27年度末までに耐震化率を90%までに目標を達成させるとあります。平成21年1月の時点では、住宅総数4,841戸、耐震化2,587戸、耐震化率は53%とあります。これがどのように変化してきているのか、お答えください。

よろしくお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対しまして答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 和田議員の耐震改修促進についてのご質問ですけれども、今お話にありましたように、本町の耐震改修促進計画は22年4月に策定したところであります。その中で、今お話がありましたように、21年1月現在の耐震化率53%を、6年後の平成27年には90%に持っていくということを目標としています。

そういう中で耐震化については推進してきたところでありますけれども、耐震化率については、現在の住宅総数4,307戸に対しまして、耐震性を有していると推測される住宅は2,653戸であります。耐震化率は62%というふうになっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に移ります。

その耐震改修を進めていく上で、耐震改修の補助金をふやすことと今後の計画についてであります。

耐震診断、耐震改修を今後どう計画をしていくのかについて、そして補助金をふやすことです。長南町の耐震診断は6万円、耐震改修の補助金は30万円、白子町は耐震改修設計及び工事監理費の3分の1で、10万円が限度です。また、耐震工事に関する費用の3分の1、40万円が限度です。睦沢町では、耐震診断が8万6,000円、耐震改修は50万円となっています。

耐震診断・改修に係る費用への国の補助金を大きくするよう要望すると同時に、町の補助金をふやすについてどうでしょうか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 耐震に関する助成については、平成23年度に木造住宅の耐震診断について、また、26年度に耐震改修工事について、それぞれ補助金交付要綱を設け、地震に対する安全性を確保し、災害に強い町づくりを推進してまいりました。

耐震診断の補助金は、費用の2分の1に相当する額で6万円を限度とし、また、耐震改修工事の補助金は、設計、工事、監理に要する費用の2分の1以内で、30万円を限度として交付するものでございます。現在までに、耐震診断の補助金についての交付は2件、耐震改修工事の補助金の交付については実績はございません。

戸建て木造住宅の耐震相談では、建築様式が在来工法による農家住宅が多く、耐震改修工事を行う際には大

規模改修が必要となり、負担も大きくなるということから、耐震化がなかなか進まないのが実情ではないかと思っております。

ご質問の補助金をふやしてはどうかということですけれども、それよりも何も、まずは町民の皆さんに耐震化の必要性をお示ししながら、一人でも多くの方にこの補助制度を活用していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） お話をしましたように、国の制度としても90%以上にしていこうという制度でありますから、これはなかなか今進んでいないわけで、国に対してもっと補助金を出していくように要請をしたらどうなんでしょう。そこについてお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

建設環境課長、岩崎利之君。

○建設環境課長（岩崎利之君） 国に対して補助金の増額の要望というようなところでございますが、まず、私どもも実情をいろいろお話を、まず県のほうともいろいろお話ししまして、県を通じた中で実情をわかっていただき、町としての意見としてそういうものを述べさせていただきたいと思っています。直接国というようなことではちょっと無理かと思いますので、県のほうにそういう実情を理解していただくということで今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） この耐震改修とあわせて、住宅リフォームの補助金制度とあわせて、もう少し進むようになりますか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、リフォームした場合の助成についてのお話がありましたけれども、これについては、町内業者の育成と地域経済の活性化というような観点から、リフォームに対する助成を取り入れていったらどうかというような考えも、今、私としては持っていますので、具体的にいつ、来年度からというお約束はできませんけれども、担当のほうにその段取りを今検討するよう指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） はい、わかりました。じゃ、次に移させていただきます。

イノシシ対策についてあります。

イノシシが急に飛び出して避けられなくなる事故がふえています。ある方は、夜に突然イノシシが突進して自動車とぶつかり、降りてみましたところ、イノシシは逃げてしましました。車の車両保険に入っている、入っていないにかかわらず、こういう場合に町として損害補償の制度をつくったらどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） それでは、和田議員さんのイノシシ対策のご質問、私のほうから答弁のほうをさせていただきます。

イノシシが自家用車に衝突したときの事故に補助金をと、こういったご質問でございますけれども、自家用車を運転する際には、さまざまな事故が想定されます。これら事故の補償などのために、運転される方は自動車保険に加入しているところでございます。今回ご質問の、このようなケースの物損事故は車両保険での対応となります。自家用車の修理などをこの保険で行うことができます。

車に衝突する野生動物はイノシシだけとは限りませんで、今後、鹿、キヨンなど多くの動物が想定されるところでございます。こういったあらゆる動物との接触事故に備えるためにも、車を運転される方につきましては、車両保険に加入していただきまして、この保険で対応していただきたいと考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 国や県に対して、こういうイノシシにぶつかった場合、取るほうとかで対応していく場合だけじゃなくて、多くなってきていますから、国や県に対して補助金の申請を行うことはどうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） 確かに議員さんのおっしゃられますように、イノシシはだんだん人が住む身近な場所に、身近な場所というか生活圏まで入ってきております。こういった人への被害が今後心配されるところですので、こういった現場の実態、声を県・国に伝えたいと思います。

そういう中で、まず捕獲が最優先されるところでありますて、まず数を減らさなくてはいけませんので、その捕獲の対策とあわせまして、今、議員さんがおっしゃられたような、人への被害関係についても対策のほうを要望していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） わかりました。

次に、3つ目の介護保険の新総合事業についてです。

1つ目は、利用者、事業者の声に対して町の対応のあり方なんですけれども、要支援の1や2の人が受ける訪問介護、通所介護を介護保険給付、予防給付から外して、ボランティアなどを活用して市町村が責任を負う新総合事業と呼ばれる安上がりのサービスに置きかえようとしております。

9月の時点では、要支援1の人が受ける通所介護と訪問介護は、認定者が要支援で82人、15.5%、サービス利用者は要支援1、2の人で56人、17.7%でした。

総合事業の実施の状況を社会保障推進協議会が明らかにしました。2015年度中に移行するのは広域連合などを含む1,579自治体のうち202自治体、13%にとどまる。16年度中は319、20%です。移行期限の17年4月が966、61%に上っており、まだ未定のところが92あります。1月の集計と比べると15年度中が88ふえて、16年度中が

42ふえております。しかし、多くの自治体で移行が困難になっていることが改めて示されております。これは、事業者に厳しい上限が設けられ、民間事業者も見放し、ボランティアもいない。また、これまでのサービスができず状態が悪化するとの声が利用者や事業者から寄せられております。

こういうことで、どういうことになっていくかといいますと、訪問介護と通所介護の2つのサービスを外すことによって、軽度の人の保険外の第一歩にされてしまいます。2つ目は、サービスの提供主体が現行の介護保険事業者から住民ボランティア、無資格によるサービスなど、多様なサービスに置きかえられて、コストの大幅な削減がされてしまいます。3つ目は、公的介護保険の範囲を大きく縮小して自助努力へと転換を行っていく等の事態が起こります。こういうことに対して町はどのように対処していますか。お答えください。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　それでは、和田議員さんの質問にお答えします。

介護保険の新総合事業について、その中で、利用者、事業者の声に対しての町の対応はということになろうかと思います。

午前中におきまして、第4号議案の介護保険条例の一部改正で説明させていただきましたが、町の新しい総合事業への一部移行は、来年3月1日から予定をしております。現行の介護予防給付事業で行ってまいりました訪問介護と通所介護は、訪問型サービス、通所型サービスとして、介護予防・日常生活支援総合事業、新総合事業とか、新しい総合事業と呼ばれておりますが、このメニューとして移行しますが、利用者は、今までと同じ事業者から同じサービスを同じ料金で引き続き利用できます。

残された新しい総合事業としての介護予防給付の基準を緩和したサービスや、住民主体による支援サービスなど多様なサービスは、社会福祉法人などの事業者はもとより、地域のボランティア組織、NPO法人等の協力を得て構築し、提供していくことになります。今まで限られた事業者しか介護サービスを提供できない仕組みでしたが、新しい総合事業では、誰もが介護に参加することができ、地域全体で介護支援、介護予防に取り組むこととなります。

議員さんのおっしゃるとおり、この構築にはいろいろ課題もあり、いろいろ大変なこととなりますが、現在の事業者、町のボランティア組織、また地域の住民の皆さんと、この新しい総合事業へのご理解とご協力を求め、用意が整ったサービスから町は提供を行っていく予定をしております。よろしくご理解のほどお願いします。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君）　じゃ、そういうふうなことから、今後の方向でどのようにしていくのかということだと思います。

1つは、総合事業に移行しても、現行のホームヘルプサービスを必要とする全ての要支援者が利用できるように、要支援者の地域と介護現場の実態から出発して、権利とサービスを守る努力をするように、2つ目は、移行することによって町の窓口で要介護認定が抑制されることのないようにしてもらいたい。また、3つ目として、新規認定者を、住民主体による支援などの多様なサービスを促すとしてボランティアに誘導したり、ま

た、継続利用者も可能な限り住民主体の支援に移行させていくようなことがないように、4番目として、現行予防給付の報酬単価も事業者に町として保障するように、そして、大幅に安い無資格、基準緩和の訪問型通所サービスは容易に導入をしないように、5番目として、総合事業の上限の伸び率が市町村の75歳以上の高齢者の上限の伸び以下とすることを、国はその増加率しか認めないとしておりますので、事業費の上限の設定は撤廃をして、必要な費用を保障するよう国に要望するようにしたらどうでしょうか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、2番目の質問で、介護保険の新総合事業について今後の方向という形になろうかと思います。

新しい総合事業の多様なサービスが提供できるようになるまでは、現行の介護予防に頼らざるを得ない状況となっております。したがいまして、介護認定申請を窓口で抑制することはありません。

新しい総合事業の多様なサービスの構築は、先ほど申したとおり、これからという形になります。利用者、事業者の方々、あと、さまざまな方々の意見を参考としてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 総合事業に入っていく中で、あらゆる負担がふえると思い、また、サービスのあり方も変わってくると思いますので、それに対応してもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（板倉正勝君） これで、12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日9日と明後日10日は、議案調査等のため、休会としたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

明日9日と明後日10日は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

11日に会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時37分）